

消費者行政のあるべき姿とはなにか

民主党 人権・消費者調査会長 仙谷由人

I 「消費者行政」とは

1. 消費者行政とはなにか

消費者の立場に立って(その目線で)、消費生活における各種トラブルの解決に努め、もしくは解決を支援し、さらにそのトラブルの問題点を普遍化することによって従来の規範、規制を改革していくことである。

2. 持つべき機能

- 1) できる限り消費の現場に近いところで(ex. 市町村あるいは都道府県で)、「相談」「あっせん」「調停」すること。(ミニ調停裁判所機能)
- 2) 業法に規定されている各省庁の各局、各課が規制権限(ex. 免許、許認可の取り消しやその前提としての立入検査や業務停止権限)が適切に行使されることによって反射的に消費者の利益を実現させること。(行政監視機能)
- 3) トラブルから発見しうる消費者の利益を害する情報を集約し、それにもとづき必要な措置につき企画立案をすること。(取引ルールや規制権限の改善機能)

II 政府「消費者庁」の問題点

1. “一元化”なるスローガンにとらわれ、「消費者庁」なる「ハコ物」を作ることに急で、この役所が上記機能を十分発揮することを没却している。
2. 業法所管の各省庁と業法の分捕り合戦を展開してみたが、強力な権限を持つ各省庁と妥協せざるをえず、多くの規制権限が各省庁に残されたり、共管となった。
3. ここまで行われてきた都道府県、市町村の消費生活センターの業務(自治事務)の貧困な状態を強化、効率化しうる手だてはあきらめている。
地方の消費生活相談員はほとんどが
 - ①法的権限がなく
 - ②その地位、身分は嘱託、パートで
 - ③その報酬は年収約150万円くらいで、「公的ワーキングプア」と自称されている。財源難を口実に縮小されている消費生活センターをどのようにしようとしているか、全く不明(09年度予算概算要求が見物)である。
4. 消費トラブルのなかで過半を占めると予測される金融(生保、損保、銀行取引、証券取引、最近ではFX、金融先物)商品取引については貸金業法(つまりはサラ金関連—これも金融庁との共管)を除くほか、消費者庁は関与できないことになっている。
5. 「一元化」の中味が共管、再委任、協議、要請というものである以上、消費者庁と各省庁の内部(閣内)調整(これは消費者サイドからは見えない)となって、スピードある権限行使ができないのみか、各省庁に抵抗されれば何もできないことになる。

III 「消費者権利院」の必要

前記IIで記載した機能が十全に果たされるためには各省庁と横並びではなく、内閣の外から、公開のもとに、独立して消費者の立場に立って権限行使を促す(調査、勧告)、これに従わない場合は政治的に批判されるという消費者権利院の創設が必要である。